

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和8年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,124 事業所

② 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 14 層に層化し、これらの層から 225 事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第 13 表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係 570 人（行政職に相当する調査実人員 509 人）初任給関係以外の調査職種 8,868 人（行政職に相当する調査実人員 7,693 人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、77,352 人、行政職に相当するものは、56,960 人

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
産業	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	191	106	91	
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	1	
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業	9	3	4	
製 造 業	102	59	53	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	31	12	14	
卸 売 業 、 小 売 業	13	10	3	
金 融 業 、 保 険 業 、 業 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	5	4	2	
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	30	18	14	

- (注) 1 調査対象事業所225所のうち、調査完了事業所は191所、調査不能となった事業所は32所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は2所である。
- 2 調査完了率は、85.7%であり、以下のとおり算出した。
調査完了率＝調査完了事業所 191所／（調査対象事業所 225所－調査対象外事業所 2所）×100
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類における大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	円 244,256	円 248,103	円 237,743
	短 大 卒	230,094	227,198	232,089
	高 校 卒	205,601	209,464	200,232
	大 学 卒	240,844	243,028	237,980
	短 大 卒	229,394	232,776	220,000
	高 校 卒	201,512	203,894	197,146
	大 学 卒	249,113	253,824	237,227
	短 大 卒	230,346	222,129	233,707
	高 校 卒	208,251	213,799	201,765

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 14	歳 53.3	円 805,109	円 8,716	円 796,393
	工 場 長	23	54.4	800,780	671	800,109
	事 務 部 長	253	53.4	672,925	3,037	669,888
	技 術 部 長	415	52.8	712,029	4,375	707,654
	事 務 部 次 長	102	53.3	625,027	2,993	622,034
	技 術 部 次 長	117	53.2	663,165	7,170	655,995
	事 務 課 長	344	51.6	568,082	13,789	554,293
	技 術 課 長	479	50.2	578,672	13,495	565,177
	事務課長代理	169	47.3	520,510	51,050	469,460
	技術課長代理	278	45.8	573,192	79,635	493,557
	事 務 係 長	368	45.5	463,125	62,168	400,957
	技 術 係 長	349	45.2	492,182	82,577	409,605
	事 務 主 任	420	44.9	430,962	64,133	366,829
	技 術 主 任	466	44.5	493,007	91,280	401,727
	事 務 係 員	1,840	39.7	363,549	41,608	321,941
	技 術 係 員	2,056	37.4	403,538	58,110	345,428

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
（以下2から4において同じ。）

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上及び本表 3 企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 8	歳 52.4	円 1,014,330	円 17,038	円 997,292
	工 場 長	21	54.4	824,335	750	823,585
	事 務 部 長	156	53.7	722,396	459	721,937
	技 術 部 長	328	52.9	728,225	4,928	723,297
	事 務 部 次 長	56	52.4	636,288	2,005	634,283
	技 術 部 次 長	82	53.2	674,668	578	674,090
	事 務 課 長	252	51.5	597,558	14,140	583,418
	技 術 課 長	345	50.2	610,810	8,767	602,043
	事務課長代理	75	48.6	535,225	43,801	491,424
	技術課長代理	175	46.7	609,495	87,219	522,276
	事 務 係 長	256	44.7	475,150	67,743	407,407
	技 術 係 長	247	44.9	524,283	95,653	428,630
	事 務 主 任	281	45.7	458,603	74,056	384,547
	技 術 主 任	314	43.8	522,826	105,005	417,821
	事 務 係 員	1,051	40.2	386,760	46,334	340,426
	技 術 係 員	1,518	37.8	415,985	62,764	353,221

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7 級、特 7 級及び 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	行政職給料表 5 級、6 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級、4 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	行政職給料表 2 級
	行政職給料表 1 級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 54.3	円 585,980	円 0	円 585,980
	工 場 長	2	54.5	600,211	0	600,211
	事 務 部 長	97	53.0	604,576	6,600	597,976
	技 術 部 長	87	52.1	630,774	1,604	629,170
	事 務 部 次 長	46	54.0	616,464	3,745	612,719
	技 術 部 次 長	35	53.0	634,439	23,633	610,806
	事 務 課 長	92	51.8	501,418	12,994	488,424
	技 術 課 長	134	50.2	492,756	26,133	466,623
	事 務 課 長 代 理	94	46.5	511,053	55,709	455,344
	技 術 課 長 代 理	103	44.4	516,461	67,786	448,675
	事 務 係 長	112	47.1	438,146	50,587	387,559
	技 術 係 長	102	45.9	428,204	56,514	371,690
	事 務 主 任	139	43.5	374,024	43,693	330,331
	技 術 主 任	152	47.1	378,448	38,548	339,900
	事 務 係 員	789	39.0	332,197	35,225	296,972
	技 術 係 員	538	35.5	342,725	35,372	307,353

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 7 級、特 7 級及び 8 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級、6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	行政職給料表 2 級
	行政職給料表 1 級

その２ 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (Ａ)	う ち 時 間 外 手 当 (Ｂ)	(Ａ)－(Ｂ)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	人 2	歳 59.0	円 967,782	円 145,313	円 822,469
	研 究 部 (課) 長	43	53.1	758,975	73,120	685,855
	研 究 室 (係) 長	42	51.4	731,078	97,778	633,300
	主 任 研 究 員	86	43.9	658,694	95,065	563,629
	研 究 員	110	34.8	538,183	107,575	430,608
	研 究 補 助 員	11	35.4	335,413	30,410	305,003
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X
	副 院 長	4	60.5	1,208,231	100,430	1,107,801
	医 科 長	6	50.7	1,759,285	99,333	1,659,952
	医 師	43	44.3	1,030,962	61,194	969,768
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X
	薬 局 長	4	49.5	567,082	31,040	536,042
	薬 剤 師	47	35.4	382,069	19,298	362,771
	診療放射線技師	70	36.1	372,351	35,654	336,697
	臨床検査技師	69	38.1	377,424	31,322	346,102
	栄 養 士	36	36.8	306,843	8,406	298,437
	理 学 療 法 士	73	33.4	332,008	20,222	311,786
	作 業 療 法 士	34	33.4	340,817	7,992	332,825
	総 看 護 師 長	2	57.5	640,137	23,402	616,735
	看 護 師 長	52	49.3	535,266	32,681	502,585
	看 護 師	224	40.2	404,619	58,273	346,346
	准 看 護 師	28	43.2	328,343	59,085	269,258
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	3	52.5	679,003	0	679,003
	大 学 教 授	32	58.3	657,945	2,799	655,146
	大 学 准 教 授	24	50.1	555,859	12,566	543,293
	大 学 講 師	20	43.6	543,597	76,931	466,666
	大 学 助 教	21	35.8	484,264	111,337	372,927
	高 等 学 校 校 長	0	－	－	－	－
	高 等 学 校 教 頭	5	56.9	687,714	0	687,714
	高 等 学 校 教 諭	68	39.9	485,933	4,534	481,399

(注) 「X」は、調査実人員が１人の場合である。

[illegible]

第16表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	64.8%
支 給 し な い	35.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	30,000円以上31,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転居をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
93.1	79.5	62.4	6.9

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
81.0	(15.5)	(42.2)	(8.3)	(26.0)	(8.0)	17.2	19.0

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
57.6	42.4	50.8	49.2	52.3	47.7

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	65.0 %	35.0 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	56.3 %	40.1 %	43.7 %
非 管 理 職	50.2	38.4	49.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
73.3 %	74.8 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。